

訴訟の提起について（契約管財局関係）

次のとおり立替金等請求事件の控訴を提起する。

当事者及び 事件名	事件概要
1 控訴人 大阪市 被控訴人 株式会社り そな銀行ほか 2名 2 大阪高等裁判所 立替金等請求控訴事件	本市は、昭和63年3月29日に、被控訴人らとの間で港区弁天1丁目2番1ほか44筆の市有地に係る土地信託契約を締結し、被控訴人らは信託事業に着手したところ、被控訴人らが、当該事業に係る借入金債務を被控訴人らの固有財産による立替金として処理し、当該立替金金63,700,000,000円の補償及びこれに対する遅延損害金の支払等を本市に対し求めていた訴訟において、平成25年3月7日に本市に対し金63,700,000,000円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決があり、同判決に不服があるので控訴を提起するもの

平成25年3月11日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

立替金等請求事件の控訴を提起するため、この案を提出する次第である。